

掲載日	区部等	件名	質問事項	回答
2019/5/20	泥土圧式 吸引排土方式	泥土圧式吸引排土方式の最大適用呼び径について	2016年版は600でしたが2018年版は700となっています。適用管径は700or600のどちらですか？	泥土圧式吸引排土方式の適用呼び径は、2018年版より最大を700としています。ただし、P373に示すとおり呼び径700においてはタイプIXのみとなるため、採用にあたっては、各備考欄にも記載しているように巻末の問合せ一覧に示す工法協会へ問い合わせることで整理しています。
2019/5/16	泥水式	タイプⅢの機械名と推進工用機械器具等損料参考資料”の関係について	添付資料にありますタイプⅢで示されている機械（機内油圧ユニット、元押し油圧ユニット、滑材注入装置）は、”推進工用機械器具等損料参考資料”の何処に記載されていますか。	2018年度版推進工用機械器具等損料参考資料では、タイプ別の記載はしていませんが、P.286に示している工法が該当します。機内油圧ユニットの出力は、先導体に含まれています。元押し油圧ユニットは、P.286ページの推進元押し装置が該当します。滑材注入装置は、当協会ではP.694で示す注入機器としていますが、該当する装置とする場合には、巻末に示す引用・問合せより該当する工法団体へ問合せをお願いいたします。
2019/5/14	全般	排出された掘削土の処理方法について	推進工法で掘削を進めていく際に、掘削土（泥の状態）が発生すると思うのですが、その掘削土（泥の状態）はどのように処理するのでしょうか。ポンプで吸い出し、ダンプトラックなどで運搬すればいいのか、もしくは専用の吸い出し機械が必要なのでしょうか。また、掘削土（泥の状態）の吸い出し・運搬に係る歩掛かりが、小口径管推進工法 高耐荷力管推進工法の積算資料に記載されているのか教えてください。	小口径管推進工法 高耐荷力管推進工法の積算資料には、掘削土の吸出し及び運搬処理に関する要領の記載はありません。一般に、泥水式や泥土圧式（圧送排土方式・吸引排土方式）では、掘削した土砂は路上まで輸送されます。一方、オーガ式や泥土圧式（スクリュウ排土方式）での掘削土は立坑下まで輸送されます。よって搬出された掘削土の処理方法については協会では定めていません。
2019/4/22	小口径 泥土圧式	機械器具損料計算方法について（単位の考え方）	日本推進技術協会の推進工法用設計積算要領 小口径管推進工法 高耐荷力管推進工法編泥土圧（一工程方式・スクリュウ排土方式）のE-403-2推進工機械器具損料（2）において、先導体（個）、標準ケーシング&スクリュウが（本）、ピンチ弁（個）ホース、電気ケーブル（組もしくは本）になっています。しかし、推進工用機械器具等損料参考資料では、先導体（円/推m・個）、ケーシング、スクリュウ（円/推m・本）油圧ホース、電気ケーブルが（円/推m・式）となっています。推進機械器具損料（2）に反映させるにはどのように計算すればよろしいのでしょうか。	（円/推m・個）は、1個あたりの推進長1mあたりの価格を表しています。同様に”式”、”組”や”本”も推進長1mあたりの価格を表すもです。E-403-2推進工機械器具損料（2）の単価は、推進工用機械器具等損料参考資料等から算出した先導体（円/推m・個）、ケーシング、スクリュウ（円/推m・本）油圧ホース、電気ケーブルが（円/推m・式）の金額となります。 ※E-403-2 推進工機械器具損料（2）の表は、右上に示すよう単位が（1日当り）となるため、推・m当りの合計を算出した後、表中最下段のように日進量を乗じています。
2019/4/16	全般	当該要領書だけで積算ができますか	本要領書により積算を予定しておりますが、この資料のみで積算が可能でしょうか。	労務費や機械器具損料の単価などは掲載されていないので、別途準備する必要があります。
2019/4/16	泥土圧式	タイプⅦ（プレストーン工法）の記載以外の土質区分における損料率について	工事の対象土質区分が、エンピ・ホリゾン推進協会よりF4との回答がありました。しかし、推進工用機械器具等損料参考資料 P322からP325にかけてはA B E1 D1 E4 しか適用土質がありません。この場合には、どの土質の損料率を使用	タイプⅦ本対象土質区分ですが、当協会図書での土質区分からは範囲外となるため、工法協会にお尋ねください。
2019/4/15	泥土圧式	小口径泥土圧タイプⅥの推進機械損料について	泥土圧式・一工程式 アイアンモール工法（スリムアークTA500）の積算をするに当り小口径管 高耐荷力管推進工法編の積算要領が2018年11月に改訂になりましたが、推進工用機械器具等損料参考資料は2019年4月出版であり、今回の改訂で追加になった土質条件【F】の損料率がわからない状態です。つきましてはどのように積算すればいいかご教授ください。もし可能であれば、出版前かもしれませんが土質条件【F】の損料率を教えてください。	2018年度版 損料参考資料には、土質区分E（アイアンモール協会区分）までとなっております。推進工法用設計積算要領・高耐荷力管推進工法編・2018年度改訂版では、土質区分を見直し、土質区分Fまでとしております。申し訳れありませんが2019年度版推進工用機械器具等損料参考資料の発刊までお待ちねがいます。
2019/4/12	補助工法	通過立坑部の抗口防護範囲について	推進を行うにあたって、発進立坑と到達立坑の間に通過立坑を設けた場合について教えてください。 通過立坑の出口側となる抗口防護薬液注入範囲は、どの程度必要となるのでしょうか。 ①発進抗口程度 ②到達抗口程度	立坑抗口防護範囲ですが、到達・発進では、掘進機や抗口に与える影響など、それぞれ目的が異なりますので最小改良範囲の考え方としてはご質問の①（発進抗口程度）となります。また当協会では最小範囲の提案であり、地盤条件によっては変わる場合がありますので注意ねがいます。
2019/4/9	日進量	複数スパンでの日進量の考え方について	先導体や推進装置の供用日数の考え方についてですが、2スパン施工する場合でも、単独スパンの算出方法で2回計上したほうが供用日数は短くなるのではないかと疑問に思っております。	供用日数は、現場搬入時から現場搬出までの期間を表します。図書では、現場内に機械等を連続して利用している場合で、搬入・搬出によりそれぞれ単独で行う場合はご質問のとおりとなります。

掲載日	区部等	件名	質問事項	回答
2019/4/1	全般	1スパン内の異なる土質がある場合に日進量について	同一路線内（全長125m）の50mを粘性土・砂質土（A）、75mを粗石混じり礫質土（C）に分類しようとしています。（全てA区分またはすべてC区分にするには、過剰すぎると判断）そうした場合、日進量として本要領のP331記載の5.3 平均日進量の算出例を使用し、日進量を決めようとしています。しかし、算出例にも記載の通り、「曲線区間を含む場合」とあります。今回路線は全て直線区間になります。ただ、式を拝見しますと、加重平均をとっているようにも解釈しています。直線区間ですが、A区分の日進量、C区分の延長および日進量を5.3の式へ代入し、日進量を算出しようとしています。このような、算出方法を行うケースはありますか？	協会では、同一スパン内対象土質条件が異なる場合の日進量は特に定めていません。 ※互層の場合は、はカッターヘッドの構造など使用する機器等異なる場合があるので、検討している工法協会に確認することをお勧めします。 トラブルの発生による掘進不能などの例も多くあります。
2019/2/26	車上プラント	車上プラントを使用する場合の推進工の日進量の補正について	推進区間の標準的な工程の推進工は（掘進延長÷日進量）とあります。p.192の下記に備考3. 車上プラントを使用する場合の推進工の日進量は、補正日進量を適用する。 ・2013年改訂版では、推進区間の標準的な工程の推進工は（掘進延長÷（補正）平均日進量）と記載されているようなのですが、積算要領が変わったのでしょうか？ ・今現在、補正日進量は計上されないという事でしょうか？	2016年版では、車上プラントの記述を一旦削除させていただいたのですが、2013年版では車上プラントでの補正を掲載していたために備考記述が残ってしまったものです。 最新2018年版では、車上プラントや道路使用許可などにより、通常8時間稼働から制限される時間を加味した補正係数で日進量を調整する内容で整理し、再度掲載しています。そのため、2013年で掲載していた車上プラントの補正係数の考え方も現行では廃版となっています。
2019/2/19	泥土圧式 吸引排土方式	小口径管推進（高耐荷力）添加材注入率 β について	軌道横断時の排土管理についてP.387の備考2にある発生土量 = （掘削体積 + 添加材注入量 β ） × 推進延長を元に管理することとしました。 添加材注入率 β を算出する為に、P.397 E-236-1「添加材材料費」の備考1で添加材注入率 α の計算式を用いたのですが、この式の中で、1.2と0.3と0.7の数値について、この数値がどこからきているのか問い合わせがありましたので、回答を頂きたいです。	添加材注入率 β は、協会内の委員会及び部会の有識者において、工法団体から示された数値の妥当性を評価した上で任意に定めているものです。
2019/2/18	機械器具損料	掘進停止による供用日の延長により基礎価格をオーバーしてしまう場合の限度額について	推進機の損料は1現場あたり点検・整備費+供用日当り損料×供用日数より算出すると思いますが、供用日当り損料×供用日数が推進機の基礎価格を超過してしまう場合は、基礎価格を限度額と考えてよいのでしょうか？通常、基礎価格を超えるようなことはありませんが、現場にて推進が停止してしまうような状況とします	『当協会では推進工程の停止（一時中止）期間中での、現場にある機器については計上すべきと提案していますが、限度額については特に定めていません。』